

商務部 外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法

外商投資企業の備案管理制度が正式に施行

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年10月8日、商務部は「外商投資企業設立及び変更備案(届出)管理暫定弁法」(商務部令[2016]3号、以下「本弁法」)を公布しました。本弁法は意見徴収稿が公布されておりましたが、一部修正を加え、外商投資企業の設立及び変更を備案管理制とする施策をさらに具体化しています。また、同日付で発展改革委員会と商務部により、ネガティブリストについての公告、国家工商総局より関連通知が公布されており、各部門が取扱う備案管理制度施行後の実務手続が発表されています。

1. 政策の背景

2013年10月より、全国人民大会常務委員会からの権限委譲を受け、上海、広東、天津、福建の4つの自由貿易試験区においてネガティブリストによる管理が段階的に導入されました。本弁法の内容は自由貿易試験区における外資に対する開放の試行経験を全国範囲に拡大するものです。グローバルスタンダードに沿った、利便性の高いビジネス環境を整えることを目的とし、2016年9月3日に第十二回全国人民代表大会常務委員会第二十二回会議において「全国人民代表大会常務委員会『中華人民共和国外資企業法』など四部の法律の修正に関する決定」が同意されたことを受け、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国台湾同胞投資保護法」に規定される行政審査・認可の部分が改正されました。改正を受けて、2016年10月1日から、外商投資企業、台湾投資企業の設立及び変更事項の申請はネガティブリストによって管理されることになりました。

外資参入審査批准の管理機関である商務部は、法律の一貫性を確保するため、2016年9月3日に「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法(意見徴収稿)」¹を公布、意見徴収期限は2016年9月22日までとしていました。

意見徴収期間を経て2016年10月8日、商務部は正式な管理弁法を公布するとともに、国家発展改革委員会と連名で2016第22号公告を公布、本弁法が適用するネガティブリストを発表しました。また、工商総局は2016年9月30日に「外商投資企業に対する備案管理制度の実施に伴う登記・登録作業を貫徹することに関する通知」(工商企注字[2016]189号、以下189号通知)を公布し、工商登録と関係する手続の要求及び変更を発表しています。一連の通達の公布により、外商投資企業の設立・変更手続の備案管理制にかかる関連各部の手続が明らかになりました。

2. 政策の内容

(1)「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」(商務部令[2016]3号)

2016年9月3日に公布された、意見徴収稿に対し、内容の微調整を加え正式に公布されました。意見徴収稿と比較し、大幅な変更点は無く、内容は意見徴収稿とほぼ同様となっています。内容の詳細は以下図表1をご参照下さい。

¹ 詳細は BTMUC実務・制度ニュースレター 179号 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316092101.pdf> 参照

【図表1 本弁法の概要】

<p>備案（届出） 範囲</p>	<p>ネガティブリスト以外の分野における企業の設立及び変更事項 （外国投資者による非外商投資企業の買収は、本弁法を適用せず、現行法令に従う） 変更事項には以下を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本情報変更・・・名称、登記住所、企業類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、国家が規定する輸入設備減免範囲に属するかどうか、登録資本金、投資総額、組織機構構成、法定代表者、外商投資企業の最終実権者の情報、連絡人および連絡方式の変更 ✓ 投資者基本情報変更・・・名前（名称）、国籍あるいは住所（登記地あるいは登記住所）、証書類型及びコード、引受出資額、出資方式、出資期限、資金源泉地、投資者類型の変更 ✓ 持分（株式）、合作権益の変更 ✓ 合併、分割、清算 ✓ 外資企業財産権益の対外抵当譲渡 ✓ 中外合作企業外国合作者の投資の先行回収 ✓ 中外合作企業委託経営管理 				
<p>備案方式</p>	<p>総合管理システムを通じ、オンラインで情報入力・資料提出 （総合管理システム：http://wzzxbs.mofcom.gov.cn/）</p>				
<p>備案フロー</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 【設立】営業許可書が発行される前、あるいは営業許可書が発行された後 30 日以内に総合管理システムを通じ、「外商投資企業設立備案申告表」および関連文書を入力・提出 ✓ 【変更】変更事項が発生した 30 日以内に総合管理システムを通じ、「外商投資企業変更備案申告表」および関連文書を入力・提出 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">備案範囲に属する</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">備案範囲に属さない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">備案機構が3営業日以内に備案を完了し、総合管理システムより備案結果を公布</td> <td style="padding: 5px;">備案機構が外商投資企業あるいはその投資者にオンラインで通知し、且つ関連部門に処理を依頼</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;"> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">備案完了の通知を受領</p> <p>企業は備案完了の通知を受領後、設立・変更備案受領証を受領可能 受領時必要資料:外商投資企業名称事前承認資料(写し)あるいは外商投資企業営業許可証(写し)</p> </div>	備案範囲に属する	備案範囲に属さない	備案機構が 3営業日以内 に備案を完了し、総合管理システムより備案結果を公布	備案機構が外商投資企業あるいはその投資者にオンラインで通知し、且つ関連部門に処理を依頼
備案範囲に属する	備案範囲に属さない				
備案機構が 3営業日以内 に備案を完了し、総合管理システムより備案結果を公布	備案機構が外商投資企業あるいはその投資者にオンラインで通知し、且つ関連部門に処理を依頼				
<p>オンラインで 提出する資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資企業名称事前承認資料あるいは外商投資企業営業許可証 ✓ 外商投資企業全体投資者（あるいは全体発起人）、あるいはその授権代表が署名した「外商投資企業設立備案申告承諾書」、あるいは外商投資企業法定代表者もしくはその授権代表が署名した「外商投資企業変更備案申告承諾書」 ✓ 全体投資者（あるいは全体発起人）あるいは外商投資企業が指定した代表あるいは共同して委託した代理人の証明。授権委託書及び被委託人の身分証明を含む 				

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資企業投資者あるいは法定代表者が委託した被委託人が署名した関連文書の証明、授權委託書及び被委託人の本人確認証明を含む(委託のない関連文書の場合は提出不要) ✓ 投資者主体の資格証明あるいは自然人確認証明(変更事項が投資者基本情報変更と関連しない場合は提出不要) ✓ 法定代表者の自然人確認証明(変更事項が法定代表者変更と関連しない場合は提出不要) ✓ 前述の文書の原文が外国語の場合、当該文書の中国語翻訳文書 (提出者は翻訳文書と原文の内容の一致性を確保しなければならない)
--	---

(2) 国家發展改革委 商務部公告 2016 年第 22 号公告(全国版「ネガティブリスト」について)

本弁法の正式公布に伴って、全国版「ネガティブリスト」の内容も発表されています。外商投資企業の備案管理制度については、「外商投資産業指導目録(2015 年修訂)」の制限類、禁止類、及び奨励類の株式持分要求、高級管理者に関連する規定を参照することとしています。自由貿易試験区とそれ以外の地域では異なるネガティブリストを参照し、外資参入の関連審査・備案管理を行うこととなります。詳細は以下、図表 2 をご参照下さい。

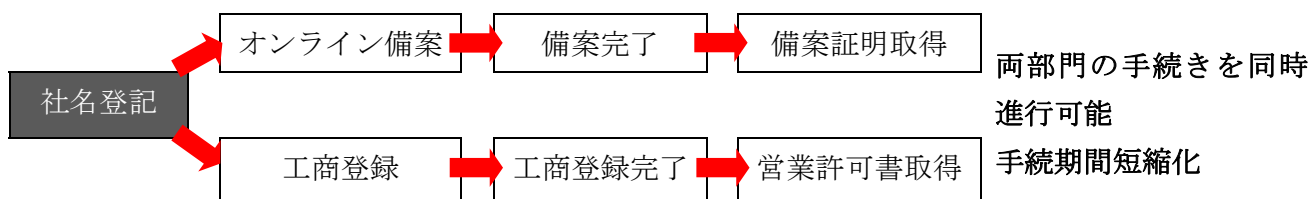
【図表 2 ネガティブリストの適用一覧】

	上海、広東、天津、福建自貿試験区内	自貿試験区外
適用する ネガティブリスト	自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト) (国弁発[2015]23号)	「外商投資産業指導目録(2015年改訂)」の制限類・禁止類・奨励類の一部項目を参照

**(3) 「投資企業に対する備案管理制度の実施に伴う登記・登録作業を貫徹することに関する通知」
(工商企注字[2016]189号)**

189号通知によれば、国外の投資者が「ネガティブリスト」外の事業へ投資する場合、登記機関へ外商投資企業の設立・変更(備案)及び登記抹消を直接申請でき、商務主管部門発行の備案証明を提出する必要はない、としています。「ネガティブリスト」内の事業への投資で、外商投資企業の設立・変更・登記抹消を登記機関へ申請する場合、商務主管部門発行の回答書と批准証書を提出しなければなりません。つまり、「ネガティブリスト」外の事業であれば、商務部門の備案証明が工商登録の前提条件とならず、工商部門と商務部門の手続を同時に行うことが可能になります。具体的なフローは以下の図表 3 をご参照下さい。

【図表 3 ネガティブリスト外の外商投資企業の設立フロー(参考)】



※ネガティブリストに記載されている業種の外商投資企業関連手続きは現行規制通り実施
(商務部の審査を経由した後、工商登録手続)

3. 企業への影響

本弁法、ネガティブリスト、189号通知の公布により、外商投資企業の設立及び変更に関する適用範囲、備案方法、手続フロー、提出しなければならない資料等が明確化されました。その中でも特に、ネガティブリストに該当しない企業の増資、経営範囲の変更、持分譲渡、合併、分割、撤退等の変更事項がオンラインでの備案で完了することは大きな緩和といえます。法令上、事前の審査は無くなっていますが、実務上どのように運用されるかは不透明であり、各地の商務部門の動向に留意する必要があります。

また、自由貿易試験区内と区外で適用されるネガティブリストは統一されておらず、外商投資企業が登録地を選択する際には、2つのネガティブリストを比較し、より優位なエリアを選択する必要があります。

引き続き、関連情報・当局動向を注視の上、随時情報展開させていただきます。

4.【ご参考】備案管理制に関するQ&A(2016年10月18日上海市商務委員会政策説明会)

Q1.従来の審査制において要求されていた紙ベース資料(資産評価報告、人民元資金源泉証明、验资報告等)は備案制となったことにより提出不要となるか。

A1.備案手続の際には提出不要となるものの、企業の内部コントロール及びコンプライアンス上の基本情報となるものであり、他部門の手続を行う際必要となる可能性があるため、内部での保管は必要。

Q2.ネガティブリスト外の業種の企業が分支機構を設立する場合、審査制を適用するか。

A2.本弁法に明記されている備案事項に含まれていないことから、審査も備案も不要であり、工商局まで分支機構登録を直接申請する。

Q3.外資企業が移転(登録住所の変更備案)する場合、当局間のヒアリングが必要か。

A3.ヒアリングは不要。工商手続と税務手続は従来通り実施、商務委員会側の手続変更には留意が必要。

Q4.株式会社にも備案管理制を適用するか。

A4.ネガティブリスト外の業種の場合、適用する。

Q5.外商投資企業が域内再投資を行う場合、手続に変更点はあるか。

A5.従来通り、制限類に属する場合、審査制を適用、一方制限類に属さない場合、工商登記手続を実施する。

Q6.不動産企業の設立備案と不動産特定項目備案はどのように取扱うか。

A6.備案フロー通りに設立備案を行い、会社設立完了後、市商務委員会に不動産特定項目備案を実施する。

Q7.外国投資者による買収案件は、すべて審査制を適用するか。

A7.外国投資者が中資企業を買収する際は、従来の審査制で管理される。買収後の会社は外商投資企業となるため、その後の変更事項はネガティブリスト外の業種の企業であれば、備案制を適用する。

Q8.備案システム上の情報を第三者に公開できるか。

A8.現時点では不可。

Q9.各級商務主管部門の審査権限及び備案権限はどのように区分されるか。

A9.上海の場合、ネガティブリスト外の業種の備案事項は原則、区級商務主管部門に管理される。ネガティブリスト内のプロジェクト審査、買収の審査、国家商務部に報告が必要な審査、香港・マカオのサービス提供者によるCEPA項目下の備案等は上海市商務委員会によって管理される。自由貿易区内については、従来通り区内の各所轄管理委員会が管理する。

(※上述の内容は上海市の規定であり、その他の地域の取扱とは異なる可能性があります)

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中华人民共和国商务部令 2016 年第 3 号 《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》</p> <p>《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》已经商务部第 83 次部务会议审议通过，现予发布，自公布之日起施行。</p> <p style="text-align: right;">部长 高虎城 2016 年 10 月 8 日</p> <p>外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为进一步扩大对外开放，推进外商投资管理体制改革，完善法治化、国际化、便利化的营商环境，根据《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国公司法》及相关法律、行政法规及国务院决定，制定本办法。</p> <p>第二条 外商投资企业的设立及变更，不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，适用本办法。</p> <p>第三条 国务院商务主管部门负责统筹和指导全国范围内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市的商务主管部门，以及自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构是外商投资企业设立及变更的备案机构，负责本区域内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。</p>	<p>中華人民共和国商務部令 2016 年第 3 号 「外商投資企業設立および変更備案(届出)管理暫定弁法」</p> <p>「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」は商務部第 83 回部務會議の審査を経て可決された。ここに発布し、公布日より実施する。</p> <p style="text-align: right;">部長 高虎城 2016 年 10 月 8 日</p> <p>外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 対外開放を更に拡大させ、外商投資管理体制改を推進し、法治化、国際化、利便化したビジネス環境に改善するために、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国公司法」と関連法律、行政法規および國務院の決定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 外商投資企業の設立および変更において、国家が規定、実施する参入特別管理措置(ネガティブリスト)以外の分野の場合、本弁法を適用する。</p> <p>第三条 國務院商務主管部門、各省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市の商務主管部門、および自由貿易試験区、国家級經濟技術開發区の関連機構は外商投資企業設立および変更の商務主管部門となる。</p> <p>國務院商務主管部門は全国範圍における外商投資企業設立および変更の備案管理業務の総合的な計画、指導に責任を負う。</p> <p>省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市の商務主管部門、および自由貿易試験区、国家級經濟技術開發区の関連機構は本区域内における外商投資企業の設立および変更の備案管理業務に責任を負う。</p>

备案机构通过外商投资综合管理信息系统(以下简称综合管理系统)开展备案工作。

第四条 外商投资企业或其投资者应当依照本办法真实、准确、完整地提供备案信息,填写备案申报承诺书,不得有虚假记载、误导性陈述或重大遗漏。外商投资企业或其投资者应妥善保存与已提交备案信息相关的证明材料。

第二章 备案程序

第五条 设立外商投资企业,属于本办法规定的备案范围的,在取得企业名称预核准后,应由全体投资者(或外商投资股份有限公司的全体发起人,以下简称全体发起人)指定的代表或共同委托的代理人在营业执照签发前,或由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在营业执照签发后30日内,通过综合管理系统,在线填报和提交《外商投资企业设立备案申报表》(以下简称《设立申报表》)及相关文件,办理设立备案手续。

第六条 属于本办法规定的备案范围的外商投资企业,发生以下变更事项的,应由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在变更事项发生后30日内通过综合管理系统在线填报和提交《外商投资企业变更备案申报表》(以下简称《变更申报表》)及相关文件,办理变更备案手续:

(一)外商投资企业基本信息变更,包括名称、注册地址、企业类型、经营期限、投资行业、业务类型、经营范围、是否属于国家规定的进口设备减免税范围、注册资本、投资总额、组织机构构成、法定代表人、外商投资企业最终实际控制人信息、联系人及联系方式变更;

(二)外商投资企业投资者基本信息变更,包括姓名(名称)、国籍/地区或地址(注册地或注册地址)、证照类型及号码、认缴出资额、出资方式、出资期限、资金来源地、投资者类

商務主管部門は外商投資総合管理情報システム(以下総合管理システム)を通じ、備案業務を展開する。

第四条 外商投資企業あるいはその投資者は本弁法に従い、真実の、正確な、完全な備案情報を提供し、備案申告承諾書に記載しなければならない。虚偽の記載、誤解を招く記載、重大な漏れがあってはならない。外商投資企業あるいはその投資者は既に提出した備案情報の関連証明資料を適切に保存しなければならない。

第二章 備案フロー

第五条 外商投資企業の設立が本弁法が規定する備案範囲に属する場合、企業名称事前承認を取得した後、全体投資者(あるいは外商投資株式有限公司の全体発起人、以下「全体発起人」)が指定する代表あるいは共同で委託する代理人によって、営業許可書が発行される前、あるいは外商投資企業が指定した代表もしくは委託した代理人が営業許可書発行後30日以内に、総合管理システムを通じ、「外商投資企業設立備案申告表」(以下「設立申告表」)および関連文書をオンライン入力・提出し、備案手続きを行う。

第六条 本弁法が規定する備案範囲に属する外商投資企業は、以下の変更事項が発生した場合、外商投資企業が指定した代表あるいは委託した代理人によって、変更事項発生後30日以内に総合管理システムを通じ、「外商投資企業変更備案申告表」(以下「変更申告表」)および関連文書をオンラインで入力・提出し、変更備案手続きを行う。

(一)外商投資企業基本情報変更は、名称、登記住所、企業類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、国家が規定する輸入設備減免範囲に属するかどうか、登録資本金、投資総額、組織機構構成、法定代表人、外商投資企業の最終実権者の情報、連絡人および連絡方式の変更を含む

(二)外商投資企業投資者基本情報変更は、名前(名称)、国籍あるいは住所(登記地あるいは登記住所)、証書類及びコード、引受出資額、出资方式、出資期限、資金源泉地、投資者類型の変更を含む

<p>型変更；</p> <p>(三) 股权(股份)、合作权益变更；</p> <p>(四) 合并、分立、终止；</p> <p>(五) 外资企业财产权益对外抵押转让；</p> <p>(六) 中外合作企业外国合作者先行回收投资；</p> <p>(七) 中外合作企业委托经营管理。</p> <p>其中，合并、分立、减资等事项依照相关法律法规规定应当公告的，应当在办理变更备案时说明依法办理公告手续情况。</p> <p>前述变更事项涉及最高权力机构作出决议的，以外商投资企业最高权力机构作出决议的时间为变更事项的发生时间；法律法规对外商投资企业变更事项的生效条件另有要求的，以满足相应要求的时间为变更事项的发生时间。</p> <p>外商投资的上市公司及在全国中小企业股份转让系统挂牌的公司，可仅在外国投资者持股比例变化累计超过 5% 以及控股或相对控股地位发生变化时，就投资者基本信息或股份变更事项办理备案手续。</p> <p>第七条 外商投资企业或其投资者办理外商投资企业设立或变更备案手续，需通过综合管理系统上传提交以下文件：</p> <p>(一) 外商投资企业名称预先核准材料或外商投资企业营业执照；</p> <p>(二) 外商投资企业全体投资者(或全体发起人)或其授权代表签署的《外商投资企业设立备案申报承诺书》，或外商投资企业法定代表人或其授权代表签署的《外商投资企业变更备案申报承诺书》；</p> <p>(三) 全体投资者(或全体发起人)或外商投资企业指定代表或者共同委托代理人的证明，</p>	<p>(三) 持分(株式)、合作權益の変更</p> <p>(四) 合併、分割、清算</p> <p>(五) 外資企業財産權益の対外抵当譲渡</p> <p>(六) 中外合作企業外国合作者の投資の先行回収</p> <p>(七) 中外合作企業委託経営管理</p> <p>そのうち、合併、分立、減資等の事項は関連法律や法規の規定に基づき公告する必要のある場合、変更備案手続において、法に則って公告の手続状況を説明しなければならない。</p> <p>前述の変更事項に関わる最高権力機構が決議を出した場合、外商投資企業の最高権力機構が決議を出した時間を以って変更事項の発生時点とする。法律法規により外商投資企業変更事項の発効日に対して別途要求がある場合、相応の要求を満たした時点が、変更事項の発生時点となる。</p> <p>外商投資の上場会社および全国中小企業持分譲渡システムに名を連ねる会社は、外国投資家の持分比率の変化累計が 5% を超える、及び持分支配あるいは相対持分支配の地位に変化が生じた場合のみ、投資家基本情報あるいは株式変更事項の備案手続きを行うことができる。</p> <p>第七条 外商投資企業あるいはその投資者は外商投資企業設立あるいは変更備案手続を行う際、総合管理システムを通じ、以下の資料を提出しなければならない</p> <p>(一) 外商投資企業名称事前承認資料あるいは外商投資企業営業許可証</p> <p>(二) 外商投資企業全体投資者(あるいは全体発起人)、あるいはその授權代表が署名した「外商投資企業設立備案申告承諾書」、あるいは外商投資企業法定代表者もしくはその授權代表が署名した「外商投資企業変更備案申告承諾書」</p> <p>(三) 全体投資者(あるいは全体発起人)あるいは外商投資企業が指定した代表あるいは共同で委託した代理人の証</p>
--	---

<p>包括授权委托书及被委托人的身份证明；</p> <p>(四) 外商投资企业投资者或法定代表人委托他人签署相关文件的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明(未委托他人签署相关文件的，无需提供)；</p> <p>(五) 投资者主体资格证明或自然人身份证明(变更事项不涉及投资者基本信息变更的，无需提供)；</p> <p>(六) 法定代表人自然人身份证明(变更事项不涉及法定代表人变更的，无需提供)。</p> <p>前述文件原件为外文的，应同时上传提交中文翻译件，外商投资企业或其投资者应确保中文翻译件内容与外文原件内容保持一致。</p> <p>第八条 外商投资企业的投资者在营业执照签发前已提交备案信息的，如投资的实际情况发生变化，应在营业执照签发后 30 日内向备案机构就变化情况履行变更备案手续。</p> <p>第九条 经审批设立的外商投资企业发生变更，且变更后的外商投资企业不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应办理备案手续；完成备案的，其《外商投资企业批准证书》同时失效。</p> <p>第十条 备案管理的外商投资企业发生的变更事项涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应按照外商投资相关法律法规办理审批手续。</p> <p>第十一条 外商投资企业或其投资者在线提交《设立申报表》或《变更申报表》及相关文件后，备案机构对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对，并对申报事项是否属于备案范围进行甄别。属于本办法规定的备案范围的，备案机构应在 3 个工作日内完成备案。</p>	<p>明。授權委託書及び被委託人の本人確認証明を含む</p> <p>(四) 外商投資企業投資者あるいは法定代表者が委託した被委託人が署名した関連文書の証明、授權委託書及び被委託人の本人確認証明を含む(委託のない関連文書の場合は提出不要)</p> <p>(五) 投資者主体の資格証明あるいは自然人確認証明(変更事項が投資者基本情報変更と関連しない場合は提出不要)</p> <p>(六) 法定代表者の自然人確認証明(変更事項が法定代表者変更と関連しない場合は提出不要)</p> <p>前述の文書の原文が外国語の場合、同時に中国語翻訳文書も提出しなければならず、外商投資企業あるいはその投資家は中国語翻訳文書と外国語原文の内容の一致性を確保しなければならない。</p> <p>第八条 外商投資企業の投資者が営業許可証発行前に、既に備案情報を提出した場合、実際の投資状況に変更があれば、営業許可証が発行されてから 30 日以内に商務主管部門まで情報変更の備案手続きを行う。</p> <p>第九条 批准を経て設立した外商投資企業に変更が発生し、且つ変更後の外商投資企業が国家が規定する参入特別管理措置に関わらない場合、備案手続を行わなければならない。備案を完了した場合、その「外商投資企業批准証書」は同時に失効する。</p> <p>第十条 備案管理の外商投資企業に発生した変更事項が、外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)と関連する場合、外商投資に関連する法律法規に従って、審査批准手続を行わなければならない。</p> <p>第十一条 外商投資企業あるいはその投資者が「設立申告表」「変更申告表」および関連文書をオンラインで提出した後、商務主管部門は入力情報形式上の完全性、正確性を確認し、あわせて報告事項に対し、備案範囲との合致性を判断する。本弁法の規定する備案範囲に属する場合、商務主管部門は3営業日以内に備案を完了させなければならない。</p>
---	---

不属于备案范围的, 备案机构应在 3 个工作日内在线通知外商投资企业或其投资者按有关规定办理, 并通知相关部门依法处理。

备案机构发现外商投资企业或其投资者填报的信息形式上不完整、不准确, 或需要其对经营范围作出进一步说明的, 应一次性在线告知其在 15 个工作日内在线补充提交相关信息。提交补充信息的时间不计入备案机构的备案时限。如外商投资企业或其投资者未能在 15 个工作日内补齐相关信息, 备案机构将在线告知外商投资企业或其投资者未完成备案。外商投资企业或其投资者可就同一设立或变更事项另行提出备案申请, 已实施该设立或变更事项的, 应于 5 个工作日内另行提出。

备案机构应通过综合管理系统发布备案结果, 外商投资企业或其投资者可在综合管理系统中查询备案结果信息。

第十二条 备案完成后, 外商投资企业或其投资者可凭外商投资企业名称预核准材料(复印件)或外商投资企业营业执照(复印件)向备案机构领取《外商投资企业设立备案回执》或《外商投资企业变更备案回执》(以下简称《备案回执》)。

第十三条 备案机构出具的《备案回执》载明如下内容:

- (一) 外商投资企业或其投资者已提交设立或变更备案申报材料, 且符合形式要求;
- (二) 备案的外商投资企业设立或变更事项;
- (三) 该外商投资企业设立或变更事项属于备案范围;
- (四) 是否属于国家规定的进口设备减免税范围。

第三章 监督管理

第十四条 商务主管部门对外商投资企业及

い。本弁法の備案範囲に属さない場合、商務主管部門は外商投資企業あるいはその投資者にオンラインで通知し、あわせて関連部門にも通知し処理させる。

備案機構は外商投資企業あるいはその投資者が入力した情報に形式不備及び不正確な記述があることを発見した場合、あるいはその経営範囲について追加説明が必要な場合、15 日以内にオンラインで関連情報を補充提出するように一次通知しなければならない。補充情報提出の期間は備案機構の備案時限に計算しない。外商投資企業あるいはその投資者が 15 日以内に関連補充資料を提出できない場合、備案機構は外商投資企業あるいはその投資者に備案の未完了をオンラインで通知する。外商投資企業あるいはその投資者は同一の設立あるいは変更事項を別途申請でき、既に設立あるいは変更事項を実行した場合、5 日以内に別途申請する必要がある。

備案機構は総合管理システムを通じ、備案結果を公布する。外商投資企業あるいはその投資者は総合管理システムにおいて、備案結果をチェックできる。

第十二条 備案完了通知を受けた後、外商投資企業あるいはその投資者は外商投資企業名称事前承認資料(コピー)あるいは外商投資企業営業許可証(コピー)を商務主管部門に提出すれば、「外商投資企業設立備案受領証」あるいは「外商投資企業変更備案受領証」(以下備案受領証)を受取ることができる。

第十三条 商務主管部門が発行する備案受領証には以下内容が記載されている

- (一) 外商投資企業あるいはその投資者が既に提出した設立あるいは変更の備案申告資料、形式要求との合致
- (二) 備案された外商投資企業の設立或は変更事項
- (三) 当該外商投資企業の設立あるいは変更事項が備案範囲に属すること
- (四) 国家が規定する輸入設備の減免税範囲に属しているかどうか

第三章 監督管理

第十四条 商務主管部門は外商投資企業及びその投資者

其投资者遵守本办法情况实施监督检查。

商务主管部门可采取抽查、根据举报进行检查、根据有关部门或司法机关的建议和反映的情况进行检查,以及依职权启动检查等方式开展监督检查。

商务主管部门与公安、国有资产、海关、税务、工商、证券、外汇等有关行政管理部门应密切协同配合,加强信息共享。商务主管部门在监督检查的过程中发现外商投资企业或其投资者有不属于本部门管理职责的违法违规行爲,应及时通报有关部门。

第十五条 商务主管部门应当按照公平规范的要求,根据外商投资企业的备案编号等随机抽取确定检查对象,随机选派检查人员,对外商投资企业及其投资者进行监督检查。抽查结果由商务主管部门通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。

第十六条 公民、法人或其他组织发现外商投资企业或其投资者存在违反本办法的行为的,可以向商务主管部门举报。举报采取书面形式,有明确的被举报人,并提供相关事实和证据的,商务主管部门接到举报后应当进行必要的检查。

第十七条 其他有关部门或司法机关在履行其职责的过程中,发现外商投资企业或其投资者有违反本办法的行为的,可以向商务主管部门提出监督检查的建议,商务主管部门接到相关建议后应当及时进行检查。

第十八条 对于未按本办法的规定进行备案,或曾有备案不实、对监督检查不予配合、拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定记录的外商投资企业或其投资者,商务主管部门可依职权对其启动检查。

の本弁法の遵守状況に対し、監督検査を実施する。

商務主管部門は定期的に抽出検査、告発に基づいた検査、関連部門あるいは司法機関の提案と反映された状況に対しての検査、職権による検査などの方式を採用し監督検査を行うことができる。

商務主管部門は公安、国有資産、税関、税務、工商、証券、外為等の関連行政管理部门と緊密に協力し、情報共有を強化しなければならない。商務主管部門は監督検査の過程において、自らの管理範囲以外の外商投資企業あるいはその投資者の不正行為を発見した場合、関連部門に直ちに通報しなければならない。

第十五条 商務主管部門は公平性・規範性の要求に従い、外商投資企業の備案コード等をランダムに抽出、検査対象を確定し、ランダムに検査人員を派遣し、外商投資企業及び投資者に対する監督検査を行う。検査結果は商務主管部門より商務部外商投資情報公示システムにおいて公表される。

第十六条 公民、法人あるいはその他の組織は外商投資企業あるいはその投資者の本弁法に反する不正行為を発見した場合、商務主管部門に告発できる。書面形式で告発する場合、明確な被告発者がおり、且つ関連事実や証拠が提供されている場合、商務主管部門は受け取り後、必要な検査を行う。

第十七条 その他の関連部門あるいは司法機関が職責を履行する過程において、外商投資企業またはその投資者による本弁法に反する不正行為が発見された場合、商務主管部門に意見を提出できる。商務主管部門は関連意見を受け取った後、必要な検査を行う。

第十八条 本弁法にしたがって備案していない、もしくは事実ではない備案を行っている、監督検査に協力しない、商務主管部門が提出する行政処罰決定を履行しない外商投資企業あるいはその投資者に対し、商務主管部門は職権に基づいて検査を行うことができる。

第十九条 商务主管部门对外商投资企业及其投资者进行监督检查的内容包括：

- (一) 是否按照本办法规定履行备案手续；
- (二) 外商投资企业或其投资者所填报的备案信息是否真实、准确、完整；
- (三) 是否在国家规定实施准入特别管理措施中所列的禁止投资领域开展投资经营活动；
- (四) 是否未经审批在国家规定实施准入特别管理措施中所列的限制投资领域开展投资经营活动；
- (五) 是否存在触发国家安全审查的情形；
- (六) 是否伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》；
- (七) 是否履行商务主管部门作出的行政处罚决定。

第二十条 检查时，商务主管部门可以依法查阅或者要求被检查人提供有关材料，被检查人应当如实提供。

第二十一条 商务主管部门实施检查不得妨碍被检查人正常的生产经营活动，不得接受被检查人提供的财物或者服务，不得谋取其他非法利益。

第二十二条 商务主管部门和其他主管部门在监督检查中掌握的反映外商投资企业或其投资者诚信状况的信息，应记入商务部外商投资诚信档案系统。其中，对于未按本办法规定进行备案，备案不实，伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》，对监督检查不予配合或拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定的，商务主管部门应将相关诚信信息通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。

商务部与相关部门共享外商投资企业及其投资者的诚信信息。

商务主管部门依据前二款公示或者共享的诚信信息不得含有外商投资企业或其投资者的个人隐私、商业秘密，或国家秘密。

第十九条 商務主管部門が外商投資企業及びその投資者に対し実施する監督検査は以下の内容が含まれる

- (一) 本弁法に基き、備案手続きを履行しているかどうか
- (二) 外商投資企業あるいはその投資者が記入した備案情報の真実性、正確性、完全性
- (三) 外商投資参入特別管理措置の中、禁止投資領域で投資経営活動を展開していないか
- (四) 外商投資参入特別管理措置の中、制限投資領域で投資経営活動を展開していないか
- (五) 国家安全審査に抵触していないか
- (六) 「備案受領証」を偽造・変造・借入・貸出・譲渡していないか
- (七) 商務主管部門より提出する行政処罰決定を履行しているか

第二十条 検査する際に、商務主管部門は法に則って資料を閲覧、あるいは被検査人に関連資料の提供を要求することができる。被検査人は直ちに事実を提供しなければならない。

第二十一条 商務主管部門による検査の実施は、被検査人の正常な生産経営活動に支障をきたしてはならず、被検査人からの金銭やサービスを受取ってはならない。不法なその他利益を求めてはいけない。

第二十二条 商務主管部門とその他の主管部門は監督検査において把握した外商投資企業あるいはその投資者の信用情報を商務部外商投資信用情報システムに登録しなければならない。その中、本弁法の規定に基づいて備案していない、備案が真実でない、「備案受取書」を偽造・変造・借入・貸出・譲渡している、監督検査に協力しない、あるいは商務主管部門が出した行政処罰決定を履行しない場合、商務主管部門は関連信用情報を適当な方式をもって商務部外商投資信用情報システムを通じて公示しなければならない。

商務部と関連部門は外商投資企業及びその投資者の信用情報を共有する。

商務主管部門は前述の二項に基づいて公表もしくは共有される信用情報は、外商投資企業あるいはその投資者の個人プライバシー、商業秘密、あるいは国家秘密を含んでは

<p>第二十三条 外商投资企业及其投资者可以查询商务部外商投资诚信档案系统中的自身诚信信息,如认为有关信息记录不完整或者有错误的,可以提供相关证明材料并向商务主管部门申请修正。经核查属实的,予以修正。</p> <p>对于违反本办法而产生的不诚信记录,在外商投资企业或其投资者改正违法行为、履行相关义务后3年内未再发生违反本办法行为的,商务主管部门应移除该不诚信记录</p> <p>第四章 法律责任</p> <p>第二十四条 外商投资企业或其投资者违反本办法的规定,未能按期履行备案义务,或在进行备案时存在重大遗漏的,商务主管部门应责令限期改正;逾期不改正,或情节严重的,处3万元以下罚款。</p> <p>外商投资企业或其投资者违反本办法的规定,逃避履行备案义务,在进行备案时隐瞒真实情况、提供误导性或虚假信息,或伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》的,商务主管部门应责令限期改正,并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的,由有关部门追究相应法律责任。</p> <p>第二十五条 外商投资企业或其投资者未经审批在国家规定实施准入特别管理措施所列的限制投资领域开展投资经营活动的,商务主管部门应责令限期改正,并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的,由有关部门追究相应法律责任。</p> <p>第二十六条 外商投资企业或其投资者在国家规定实施准入特别管理措施所列的禁止投资领域开展投资经营活动的,商务主管部门</p>	<p>ならない。</p> <p>第二十三条 外商投資企業及びその投資者は商務部外商投資信用情報システム中の自らの信用情報を照会できる。関連情報の記録が不完全あるいは誤りがある場合、関連証明資料を商務主管部門に提出し、修正申請できる。審査を経て、事実である場合、修正される。</p> <p>本弁法の違反により生じた不誠実記録に対し、外商投資企業あるいはその投資家が違法行為を改正し、関連義務の履行後3年以内に本弁法の違反行為が再度発生していなければ、商務主管部門は当該不誠実記録を取り除かなければならない。</p> <p>第四章 法律責任</p> <p>第二十四条 外商投資企業あるいはその投資者が本弁法の規定に違反する、期間中に備案義務を履行しない、重大な漏れがある場合、商務主管部門は期限内に改正するよう命令しなければならない。期間中に改正しない、あるいは事態が重大な場合、3万元以下の罰金を課す。</p> <p>外商投資企業あるいはその投資者が本弁法の規定に違反し、備案義務の履行を逃避し、備案を行う際の真実の状況を隠し、誤解を招くもしくは虚偽の情報を提供する、あるいは「備案受取書」の偽造・変造・貸出・譲渡をした場合、商務主管部門は期限内の改正を命令し、あわせて3万元以下の罰金を課さなければならない。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門によって相応の法律責任を追及する。</p> <p>第二十五条 外商投資企業あるいはその投資者が審査批准を経ずに国家が規定する参入特別管理措置に記載された制限投資領域に投資経営活動を展開した場合、商務主管部門は期限内の改正を命令し、併せて3万元以下の罰金を課さなければならない。その他法律法規に違反する場合、関連部門によって相応の法律責任を追及する。</p> <p>第二十六条 外商投資企業あるいはその投資者が外商投資参入特別管理措置に記載された投資禁止領域に投資経営活動を展開した場合、商務主管部門は関連する投資経</p>
--	--

<p>应责令限期改正, 并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的, 由有关部门追究相应法律责任。</p> <p>第二十七条 外商投资企业或其投资者逃避、拒绝或以其他方式阻挠商务主管部门监督检查的, 由商务主管部门责令改正, 可处1万元以下的罚款。</p> <p>第二十八条 有关工作人员在备案或监督管理的过程中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的, 依法给予行政处分; 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。</p> <p>第五章 附则</p> <p>第二十九条 本办法实施前商务主管部门已受理的外商投资企业设立及变更事项, 未完成审批且属于备案范围的, 审批程序终止, 外商投资企业或其投资者应按照本办法办理备案手续。</p> <p>第三十条 外商投资事项涉及反垄断审查的, 按相关规定办理。</p> <p>第三十一条 外商投资事项涉及国家安全审查的, 按相关规定办理。备案机构在办理备案手续或监督检查时认为该外商投资事项可能属于国家安全审查范围, 而外商投资企业的投资者未向商务部提出国家安全审查申请的, 备案机构应及时告知投资者向商务部提出安全审查申请, 并暂停办理相关手续, 同时将有关情况报商务部。</p> <p>第三十二条 投资类外商投资企业(包括投资性公司、创业投资企业)视同外国投资者, 适用本办法。</p> <p>第三十三条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者投资不涉及国家规定实施准入特别管理措施的, 参照本办法办理。</p>	<p>営活動の展開を停止するよう命令し、あわせて3万元の罰金を課す。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。</p> <p>第二十七条 外商投資企業あるいはその投資者が商務主管部門による監督検査を忌避、拒否、あるいはその他方法で商務主管部門の監督検査を妨げる場合、商務主管部門によって改正を命令し、1万元以下の罰金を課す。</p> <p>第二十八条 商務主管部門の業務人員が備案あるいは監督検査のプロセスにおいて、職権乱用、職務怠慢、情実、賄賂收受などの事実があった場合、法に基づき行政処分を行う。犯罪を構成する場合、刑事責任を追及する。</p> <p>第五章 付則</p> <p>第二十九条 本弁法の実施前に商務主管部門がすでに受理した外商投資企業設立及び変更事項で、審査・批准が完了しておらず、且つ備案範囲に属する場合、審査・批准の手順を終了し、外商投資企業あるいはその投資家は本弁法に基づき備案手続を行わなければならない。</p> <p>第三十条 外商投資事項が反独占審査と関わる場合、関連規定に基づき手続を行う。</p> <p>第三十一条 外商投資事項が国家安全審査と関わる場合、関連規定に基づき手続を行う。商務主管部門が備案手続あるいは監督検査を行う際に、当該外商投資事項が国家安全審査範囲に属することを発見し、さらに外商投資企業の投資者が商務部に対し、国家安全審査の申請を行っていない場合、商務主管部門はただちに投資者に対し商務部まで安全審査を申請するよう告知し、関連手続を一時停止させ、同時に関連情報を商務部に報告しなければならない。</p> <p>第三十二条 外商投資の投資性公司(投資性公司、ベンチャーキャピタル企業を含む)は外国投資者とみなし、本弁法を適用する。</p> <p>第三十三条 香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区投資者の投資が国家规定実施参入特別管理措置と関わりない場合、本弁法を適用する。</p>
---	--

<p>第三十四条 香港服务提供者在内地仅投资《〈内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对香港开放的服务贸易领域, 澳门服务提供者在内地仅投资《〈内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对澳门开放的服务贸易领域, 其公司设立及变更的备案按照《港澳服务提供者在内地投资备案管理办法(试行)》办理。</p>	<p>第三十四条 香港サービス提供者が内地において「『内地と香港のさらに緊密な経済貿易関係を構築する手配について』のサービス貿易協議」の香港に開放するサービス貿易領域にのみ投資する場合、マカオサービス提供者が内地における「『内地とマカオのさらに緊密な経済貿易関係を構築する手配』サービス貿易協議」のマカオに開放するサービス貿易領域にのみ投資する場合、その企業の設立および変更の備前は「香港、マカオサービス提供者の内地における投資備案管理弁法(試行)」に基づき、手続を行う。</p>
<p>第三十五条 商务部于本办法生效前发布的部门规章及相关文件与本办法不一致的, 适用本办法。</p>	<p>第三十五条 商務部は、本弁法の発効前に公布された部門規則及び関連文書と本弁法が不一致である場合、本弁法を適用する。</p>
<p>第三十六条 自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构依据本办法第三章和第四章, 对本区域内的外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。</p>	<p>第三十六条 自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関連機構は、本弁法第3章及び第4章に基づき、本区域内の外商投資企業及びその投資家に対して、本弁法の遵守状況の監督検査を実施する。</p>
<p>第三十七条 本办法自公布之日起施行。《自由贸易试验区外商投资备案管理办法(试行)》(商务部公告2015年第12号)同时废止。</p>	<p>第三十七条 本弁法は公布日より実施する。「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」(商務部公告2015年第12号)は、同時に廃止する。</p>
<p>附件: 1.外商投资企业设立备案申报材料 2.外商投资企业变更备案申报材料 3.外商投资企业设立备案回执 4.外商投资企业变更备案回执</p>	<p>付屬資料 1.外商投資企業設立備案申告資料 2.外商投資企業變更備案申告資料 3.外商投資企業設立備案受領証 4.外商投資企業變更備案受領証</p>

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室